

固定資産税の納税通知書発送、縦覧帳簿・課税台帳の閲覧

◆課税明細書および納税通知書は4月9日(月)に発送予定です

課税明細書は、所有者別資産の課税標準額が法定免税点（土地＝30万円、家屋＝20万円）以上の場合、納税通知書と合わせてお送りします。課税明細書は再発行できませんので、大切に保管してください。

◆固定資産縦覧帳簿の縦覧期間は4月2日(月)から5月1日(火)までです

固定資産税の納税者の方は、縦覧帳簿を無料で縦覧することができます

きます（平日午前8時30分～午後5時15分）。縦覧帳簿には、市内全ての土地の所在・地番・地目・地積・価格、家屋の所在・地番・家屋番号・構造・種類・床面積・価格・建築年が記載されており、ご自身が所有する資産と比較ができます。ただし、土地（家屋）のみの納税者の方は、家屋（土地）の縦覧はできません。

◆固定資産課税台帳を閲覧できます

縦覧期間中は、ご自身の固定資産課税台帳を無料で閲覧できます。

課税台帳には、固定資産税・都市計画税の課税の基礎となる価格などが登録されており、納税者および借地・借家人などの方は、年間を通して課税台帳を閲覧することができます。手数料は1枚300円です。なお、借地・借家人などの方が閲覧する場合は、納税者との関係を確認できる書類の提示が必要となります。

閲覧をご希望の方は、税務課資産係までお出掛けください。

■問い合わせ 税務課資産係（内線176・177）

手当の額が変わります

児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当

これらの手当の額は、全国消費者物価指数の変動により改定されますが、今回、同指数が下落したため、4月から下記の通り引き下げられます。

各手当の額

改定前≫改定後（平成24年4月分から）

◆児童扶養手当（満額1人につき）

41,550円≫41,430円

■問い合わせ

子育て支援課家庭児童係（内線154・155）

◆特別児童扶養手当（1級の方1人につき）

50,550円≫50,400円

◆特別児童扶養手当（2級の方1人につき）

33,670円≫33,570円

◆特別障害者手当（1人につき）

26,340円≫26,260円

◆障害児福祉手当、福祉手当（1人につき）

14,330円≫14,280円

■問い合わせ

福祉課障がい福祉係（内線167）

浄化槽を設置する方へ

補助金・助成金のお知らせ

浄化槽設置整備事業補助金

市では、浄化槽を設置する方に補助を行います。補助対象地区や予算枠などがありますので、設置前に必ずご相談ください。

◆補助対象建物 継続的に利用される建物（住居、事業所など）

◆補助対象地区 おおむね、公共下水道が整備される見込みのない地域および農業集落排水処理予定区域外など

◆補助金額（参考） JIS基準による5人槽相当で332,000円、7人槽相当で414,000円など

■問い合わせ 下水道課（内線117）

合併処理浄化槽転換助成金

（財）岐阜県環境管理技術センターでは、4月1日から合併処理浄化槽転換助成金交付事業を開始します。この事業は、くみ取り便所や単独処理浄化槽から、放流水質がBOD・T-Nともに10mg/ℓ以下の処理能力を有する合併処理浄化槽へ入れ替えした場合に、助成金を交付するものです。助成額は、5人槽222,000円、7人槽243,000円、10人槽288,000円です（いずれも最高額）。

助成金の交付にはさまざまな条件があります。市の補助対象でも助成金の対象外になることもありますので、詳しくは同センターへ問い合わせください。

■問い合わせ （財）岐阜県環境管理技術センター公益推進課（☎058-276-0321）